

# 令和2年度（第71回） 全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 西田和史

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で71回目を迎え、本年度は

## 「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして展開されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、

昨年の三重県で働く一般労働者の年間総実労働時間は、依然として、2,000時間を超える状況で推移し、昨年度の労災認定件数は、脳・心臓疾患事案6件、精神障害事案4件と増加傾向にあります。

一方で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、中規模事業場以上（労働者数50人以上）で9割を超えているものの、小規模事業場（労働者数50人未満）では6割にとどまっています。

また、職業性疾病では、本年5月に酸素欠乏症による死亡災害が発生し、社会福祉施設などで高齢労働者をはじめ腰痛が多発しています。

このため、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、職業生活の延伸により高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進とともに、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備が求められています。

皆様方におかれましては、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、高齢者を含むすべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。

## 令和2年度（第71回）全国労働衛生週間

期 間 令和2年10月1日～10月7日

準備期間 令和2年9月1日～9月30日

準備期間には、職場の総点検を実施しましょう。

点検の内容など、くわしくは

**全国労働衛生週間 実施要綱**

**検索**

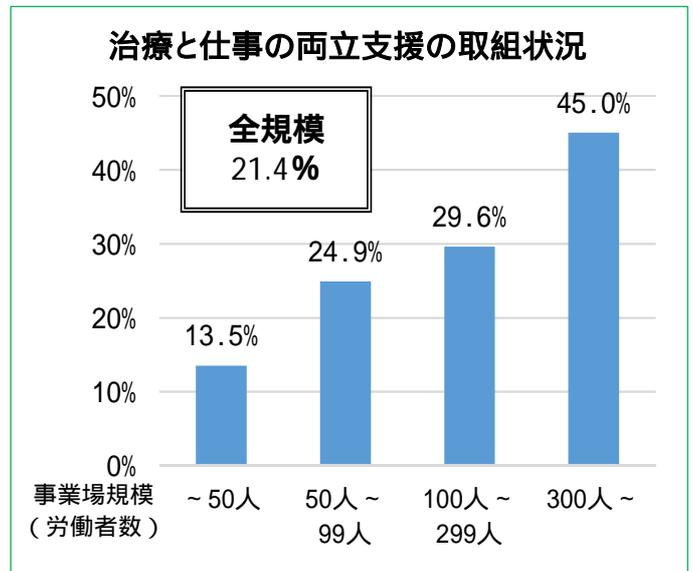
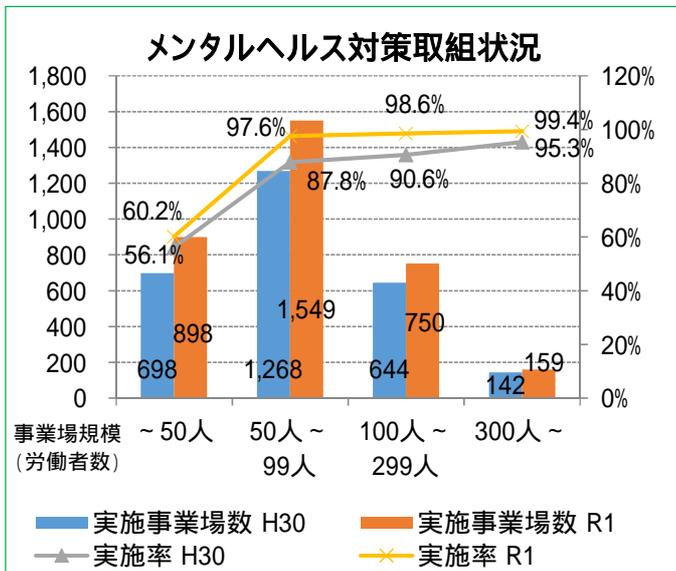
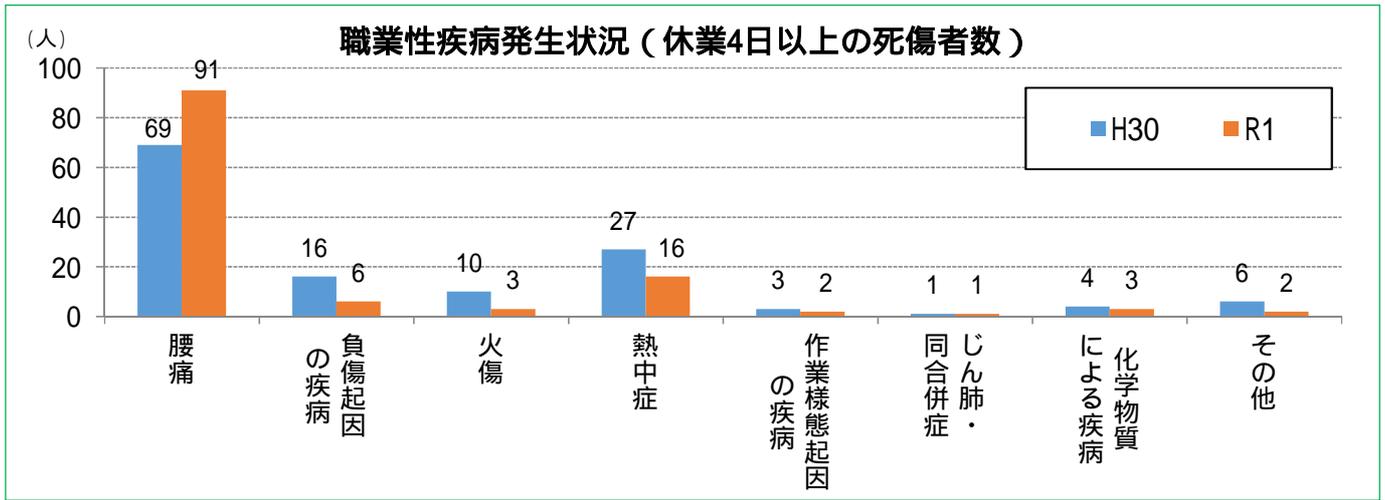


三重労働局 労働衛生週間ポータルサイト

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/anzen\\_eisei/eiseisyukan.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/eiseisyukan.html)



# 【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



## ～ 労働衛生に関する法令改正等のお知らせ～

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインが制定されました  
〔エイジフレンドリーガイドライン〕(令和2年3月制定)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html)



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(令和2年8月7日改定)

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/enzen\\_eisei/20170501\\_00031.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/enzen_eisei/20170501_00031.html)



建築物等解体工事における石綿ばく露防止のため、石綿障害予防規則等が改正されました(令和2年10月1日より順次施行)

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/enzen\\_eisei/ishiwata20200811.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/ishiwata20200811.html)



溶接ヒュームが特定化学物質に追加されました  
(令和3年4月1日より順次施行)

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/enzen\\_eisei/20200807.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/enzen_eisei/20200807.html)



三重労働局では、

「令和2年『チャレンジアンダー2,000みえ』推進運動」を展開しています。

チャレンジアンダー2,000みえ

検索

# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストが改訂されました！ 【令和2年8月7日改訂】

三重労働局健康安全課

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、令和2年8月7日に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が改訂されましたので、改訂されたチェックリストにより事業場における取り組み状況等をご確認いただき、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討にご活用ください。

なお、チェックリストの電子データは、三重労働局ホームページのトップ画面、厚生労働省ホームページのトップ「新型コロナウイルス感染症情報特設ページ」内の「くらしや仕事の情報」-「働く方、経営者・自営業の方」-「関連情報（関係団体への要請、リーフレット）」-「リーフレット」-「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業主向け）（8月7日）」に掲載しております。



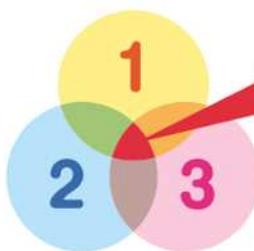
三重労働局  
ホームページ  
QRコード

体温測定

健康状態  
の確認

クラスター  
の発生防止

## 集団発生防止のために「3つの密」を避けましょう！



3つの条件がそろう場所が  
クラスター（集団）発生の  
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。  
都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
<b>1 感染予防のための体制</b>	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
<b>2 感染防止のための基本的な対策</b>	
<b>(1) 感染防止のための3つの基本： 身体的距離の確保、 マスクの着用、 手洗い</b>	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
<b>(2) 三つの密の回避等の徹底</b>	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ピン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
6 熱中症の予防( 熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

労働安全衛生法に基づく「各種健康診断個人票」・労働基準監督署に提出する「各種健康診断結果報告書等」に医師等の押印が不要となりました。

【令和2年8月28日施行】

これまでは、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した際に作成する「健康診断個人票」や労働基準監督署に提出する「健康診断結果報告」に医師、産業医等の押印が必要でしたが、様式が改正され、記名のみとなり、**押印は不要**となりました。

### 【改正に係る留意事項】

健康診断個人票に医師等の押印等は不要となりましたが、医師等による健康診断やその結果に基づく医師等からの意見聴取を実施する義務がなくなったことを意味するものではなく、医師等による健康診断の実施、その結果に基づく医師等からの意見聴取等の実施が必要です。

また、健康診断実施報告書に産業医の押印は不要となりましたが、産業医に対して健康診断等に係る情報を提供する義務がなくなったことを意味するものではなく、引き続き、健康診断等に係る情報を法令に基づき産業医に提供が必要です。

## 医師等の押印が不要となった様式の一覧

### 【健康診断個人票】

- ・健康診断個人票（安衛則様式第5号）
- ・健康管理手帳による健康診断実施報告書（安衛則様式第9号）
- ・有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号）
- ・鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号）
- ・四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル則様式第2号）
- ・特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号）
- ・高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号）
- ・電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の2）
- ・じん肺健康診断結果証明書（じん肺則様式第3号）
- ・石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号）
- ・一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第1号）
- ・一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第2号）
- ・緊急時電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の3）
- ・除染等電離放射線健康診断個人票（除染則様式第2号）

## 【健康診断結果報告書】

- ・ 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第 6 号）
- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則様式第 3 号の 2）
- ・ 鉛健康診断結果報告書（鉛則様式第 3 号）
- ・ 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四アルキル則様式第 3 号）
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第 3 号）
- ・ 高気圧業務健康診断結果報告書（高圧則様式第 2 号）
- ・ 電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第 2 号）
- ・ じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則様式第 8 号）
- ・ 石綿健康診断結果報告書（石綿則様式第 3 号）
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則様式第 6 号の 2）
- ・ 緊急時電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第 2 号の 2）
- ・ 除染等電離放射線健康診断結果報告書（除染則様式第 3 号）

主な新様式は、厚生労働省「安全衛生様式一覧」からダウンロードできます

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/anzensei36/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzensei36/index.html)

## 労働安全衛生法等関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスのご案内

健康診断結果報告書をはじめ労働安全衛生法等に基づき労働基準監督署に提出する届出、報告書の作成支援WEBツールとして、2019年12月より「労働安全衛生法等関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を行っていますので、ご活用ください。

入力支援サービスのURL <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

### 【サービス利用のメリット】

- （1）記載に関して必須事項の記入漏れがなくなります
- （2）誤入力の場合エラーメッセージが表示されますので、記入ミスを防ぐことができます
- （3）書類の添付漏れに対する注意喚起されます

**注：本サービスは、申請や届出をオンライン化するものではありません。**

**作成した帳票は、必ず印刷のうえ、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

## 電子申請が行いやすくなります

これまで労働者 50 人以上の事業場から健康診断結果報告を提出する際、産業医の電子署名が必要でしたが、様式改正により産業医の電子署名が不要となりますので、電子申請が行いやすくなりました。

厚生労働省ホームページ「電子申請の案内」

[https://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinsei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/index.html)

# 健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

## 健康診断個人票等について

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名	印				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名	印				
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	印				
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名	印				
備 考					

これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

※ 印は定期健康診断の健康診断個人票の例で、○は今回の改正により削除された箇所。

### 備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。  
 (1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。



# 定期健康診断結果報告書等について

様式第6号(第52条関係)(表面)

## 定期健康診断結果報告書

80311		労働保険番号											
対象年	7:平成 9:令和	□□□□ (月~月分) (報告回数)		健診年月日	7:平成 9:令和	□□□□□□□□□□□□□□							
事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで必要だった<b>産業医の押印</b>（電子申請する場合は<b>電子署名</b>）が不要となり、<b>記名のみ</b>でよいこととなります。</li> <li>定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の<b>特殊健康診断等の全ての健康診断とストレスチェック</b>における<b>取扱い</b>となります。</li> </ul>												
事業場の所在地	<p>※ ㊦は定期健康診断結果報告書の例で、㊦は今回の改正により削除された箇所。</p>												
健康診断実施機関の名称	<p>折り返す場合は、この所を各に折り返す。</p>												
健康診断実施機関の所在地	<p>労働安全衛生法第15条第1項</p>												
健康診断項目	聴力検査(オージオメーターによる検査)(1000Hz)	聴力検査(オージオメーターによる検査)(4000Hz)	聴力検査(その他の方法による検査)	胸部エックス線検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	貧血検査	所見のあった者の人数	医師の指示人数	歯科健診	実施者数	有資格者数
	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
産業医	氏名 <span style="float: right;">㊦</span> 所属医療機関の名称及び所在地												

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

㊦

**労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請をご活用ください！**

今回の改正により、電子申請で定期健康診断結果報告書等を行う際に、**産業医による電子署名が不要**となり、電子申請をする際の利便性が向上しました。

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov」でご利用いただけます。事前準備について、詳しくは、「e-Gov 事前準備」を検索してください。

# 「石綿障害予防規則等」が改正されました

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事における石綿ばく露防止対策が強化されます

【令和2年10月1日から順次施行】

建築物の解体等の作業については、従前より石綿障害予防規則等に基づき、石綿ばく露防止対策を進めていただいているところでありますが、今後、石綿が使用されている建物の老朽化による解体工事の増加が予想される中、事前調査の不備などによる石綿ばく露防止対策が不十分な事案が全国的に認められています。

このような状況を踏まえ、事前調査の進め方や保温材などレベル2の石綿建材の解体作業等に係る届出が強化されます。

施行につきましては、本年10月から順次施行されます。

## 【令和2年10月から施行される内容】

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置  
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

### 石綿障害予防規則等の改正の概要

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、変更時点検</p> <p>作業開始前、<b>中断時</b>の負圧点検</p> <p><b>隔離解除前の取り残し確認</b></p> <p>等</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 	<p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>隔離 ※負圧は不要</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 石綿障害予防規則等の主な改正内容

- 1 解体・改修工事開始前の調査**
  - ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
  - ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
  - ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
  - ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）
- 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設**
  - ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
  - ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）
- 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化**
  - ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）
- 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設**
  - ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
  - ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- 5 その他の作業に係る措置の強化**
  - ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
  - ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）
- 6 作業の記録**
  - ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
  - ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化
- 7 発注者による配慮**
  - ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設			周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）				令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

赤色で示した事項が、令和2年10月から施行されます。

具体的な改正内容など、くわしくは、三重労働局ホームページをご覧ください。



「金属溶接作業等で発生する溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質（第2類物質）に追加されました。

【令和3年4月1日から施行・適用】 一部経過措置があります。

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガ」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。

改正により金属アーク溶接等作業では、新たに

- ・ **特定化学物質作業主任者の選任**
- ・ 溶接ヒューム濃度の測定
- ・ 特定化学物質健康診断の実施
- ・ 全体換気装置による換気の実施
- ・ 有効な呼吸用保護具の使用

などの実施が必要となります。

### 【継続した屋内での溶接作業における施行日・経過措置】

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</p> <p>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。</p>								<p>溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>換気風量の増加 その他必要な措置(4/1～)</p> <p>再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)</p> <p>呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)</p> <p>フィットテストの実施(4/1～)</p>			
特定化学物質 作業主任者の選任									<p>選任義務(4/1～)</p>			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									<p>実施義務(4/1～)</p>			

溶接作業における具体的な内容、塩基性マンガに係る施行など、くわしくは、  
三重労働局ホームページをご覧ください



[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/anzen\\_eisei/20200807.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html)